

感染症法の改正についてのメモ

九州大学 内田博文

1. 感染症患者が最善の医療を受ける権利を具体的に保障する規定を設けること。
2. 患者の自己決定権を尊重した、インフォームドコンセントに依拠した医療の実施について規定を設けること。
3. 差別禁止についての規定を設けること。
4. 要件が不明確で医学的ではない「新感染症」・「指定感染症」というカテゴリーによる人権制約を是正し、国連人権委員会の採用する「明白かつ緊急の必要性」等を理由とする人権制約に改正すること。
5. 強制入院について都道府県知事はその意見を聞かなければならないとされる「感染症の審査に関する協議会」の構成等を改善し、患者の権利保障という観点からより実効ある審査制度とするために必要な改正を行うこと。
6. 行政不服審査法に基づく審査請求及びその審査等について、患者の権利保障という観点からより実効ある救済申立制度とするために必要な改正を行うこと。
7. 就業制限や強制入院によって患者が蒙った損失等に対する補償制度についての規定を設けること。